

平成31年度補助金の御案内



埼玉県 Powered by Saitama Prefecture 先端産業創造プロジェクト

埼玉県では新たな成長産業を育成する「先端産業創造プロジェクト」を進めています。
平成31年度は、製品化・事業化に近い開発・実証の補助メニューを中心に御用意しました。
ぜひ御活用ください！

埼玉県マスコット
コバトン&さいたまっち



『先端製品開発費補助』 製品化・事業化が見込まれる 先端製品開発への助成

対象者 企業
補助金額 上限1,500万円
補助率 2/3

対象分野



『航空・宇宙産業事業化支援補助』 事業拡大のための技術・製品開発や、販路開拓 のための試作品開発など事業化支援への助成

対象者 埼玉県内中小企業等※
補助金額 上限1,000万円
補助率 1/2

対象分野



※本補助金の交付を受けた
ことがない企業に限ります。

『AI活用機器等開発・実証補助』 企業と大学・研究機関等が共同で行う AIを活用した機器開発・実証への助成

対象者 企業を含む共同開発体
補助金額 上限2,500万円
補助率 10/10

対象分野

- ・生産性
- ・健康・医療・介護
- ・安心・安全

『医療機器等事業化支援補助』 事業化に向けた臨床試験等に対する助成

対象者 企業
補助金額 上限500万円
補助率 1/2

対象分野



『スマートモビリティ実証補助』 事業化に向けたスマートモビリティ実証を 行う際にネックとなる費用への助成

対象者 企業・大学・研究機関等
補助金額 上限2,000万円
補助率 1/2

『ドローン活用事業創出補助』 ドローンを活用した新規事業の創出や サービスの向上等の実施への助成

対象者 中小企業
補助金額 上限50万円
補助率 1/2



先端製品開発費補助

- ◆ 対象者 埼玉県内に登記簿上の本店若しくは主たる事務所を有する企業、又は埼玉県内に技術開発若しくは生産の拠点のある企業
上記以外の企業が申請主体となる場合は、次の要件を満たすもの
(1) 共同開発体に、埼玉県内の企業を含むこと
(2) 共同開発体の県内企業は、先端製品の開発に必要な技術を持つ企業であること
- ◆ 対象事業 ナノカーボン、医療イノベーション、ロボットのいずれかに係る研究開発で、補助対象事業終了後、速やかに製品化・実用化が見込まれるもの
- ◆ 補助金額 1件当たり上限1,500万円（補助率：2/3）
（ナノカーボン3件、医療イノベーション10件、ロボット4件程度）
- ◆ 受付期間 平成31年4月1日～平成31年5月9日

航空・宇宙産業事業化支援補助

- ◆ 対象者※ (1) 埼玉県内に登記簿上の本店又は主たる事務所を有すること、若しくは埼玉県内に技術開発又は生産の拠点のあること
(2) 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する「中小企業者」又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条1項に規定する「一般社団法人等」であること
 - ◆ 対象事業 航空・宇宙分野における事業拡大のための技術・製品開発や販路開拓のための試作品開発
 - ◆ 補助金額 1件当たり上限1,000万円（補助率：1/2）、2件程度
 - ◆ 受付期間 平成31年4月1日～平成31年5月9日
- ※ (1)(2)すべてに該当し、かつ、本補助金の交付を受けたことがない企業に限ります。

AI活用機器等開発・実証補助

- ◆ 対象者 県内企業及び大学等研究機関が含まれる共同開発体
* 県内企業とは、埼玉県内に登記簿上の本店若しくは主たる事務所を有する企業、又は埼玉県内に技術開発若しくは生産の拠点のある企業をいう
* 大学等研究機関とは、大学、公的研究機関等をいう
* 共同開発体の県内企業は、機器開発・実証に必要な技術を持つ企業であること
* 医療機器等開発の場合、共同開発体には本事業の実証試験を行う医療機関を含めること
- ◆ 対象事業 「生産性」「健康・医療・介護」「安心・安全」に関する分野において、AIを活用した機器等の製品開発及び実証試験に関する事業
- ◆ 補助金額 1件当たり上限2,500万円（補助率：10/10）、5件程度
- ◆ 受付期間 平成31年4月1日～平成31年5月9日

医療機器等事業化支援補助

- ◆ 対象者 埼玉県内に登記簿上の本店又は主たる事務所を有する企業、又は埼玉県内に技術開発若しくは生産の拠点のある企業
- ◆ 対象事業 医療機器等の事業化に必要な臨床試験、非臨床試験、薬事、製品改良に関する事業
- ◆ 補助金額 1件当たり上限500万円（補助率：1/2）、4件程度
- ◆ 受付期間 平成31年5月下旬から6月下旬まで

スマートモビリティ実証補助

- ◆ 対象者 次の要件を満たす企業・大学・研究機関等
(1) 埼玉県内に登記簿上の本店又は主たる事務所を有する企業、又は埼玉県内に技術開発若しくは生産の拠点のある企業
(2) 事業者が県内企業でない場合は、共同開発体に県内企業を含むこと
- ◆ 対象事業 県内における事業化を目指したスマートモビリティ実証事業
- ◆ 補助金額 1件当たり上限2,000万円（補助率：1/2）、2件程度
- ◆ 受付期間 平成31年5月下旬から6月下旬まで

ドローン活用事業創出補助

- ◆ 対象者 県内中小企業（埼玉県内に登記簿上の本店又は主たる事務所を有する中小企業）
- ◆ 対象事業 ドローン購入事業及び操縦士育成事業
- ◆ 補助金額 1件当たり上限50万円（補助率：1/2）、6件程度
- ◆ 受付期間 平成31年5月下旬から6月下旬まで